第２期入善町地域福祉計画の概要

基本理念　「町民の笑顔があふれ、誰もが安心して暮らし続けられる共生のまちづくり」

この計画は、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができ、地域社会に参加できる仕組みづくりを目指しています。そして、自助、共助、公助、互助のもと、住民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、町など地域福祉に関わる全ての人が、ともに助け合い、支え合いなどの福祉活動を推進するための計画です。

計画の必要性

- ○人口減少・家族機能の低下・地域の支え合い機能の低下
- ○高齢化の進行（高齢者割合の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加）
- ○子ども、高齢者、障がい者等の課題の複合化
- ○多発する災害を踏まえた共助・互助の構築
- ○介護・福祉の担い手不足
- ○成年後見や再犯防止への地域の周知・理解

基本原則

１　持続可能な福祉活動の推進　２　参加と交流の促進　３　連携と協働の推進

基本的人権の尊重

基本目標

目標１　地域福祉を担う『ひとづくり』

目標２　安心して暮らせる『地域づくり』

目標３　笑顔をささえる『しくみづくり』

計画の位置づけ

市町村地域福祉計画（社会福祉法）

成年後見制度促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律）

計画の期間

令和5年度から令和14年度まで（10年間）

３つの施策の展開

目標１　地域福祉を担う『ひとづくり』

①　生涯を通じた福祉教育の推進

- ○町民が相互に寄り添い、支え合う心の醸成
- ○地域共生社会の実現に向けた意識啓発
- ○社会福祉協議会、学校、公民館等が行う福祉教育の支援

②　福祉の担い手づくり

- ○地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
- ○一般企業等の地域貢献・ボランティア活動の促進
- ○ボランティア団体・NPO法人の連携・育成支援
- ○介護・福祉サービス従事者の育成・確保

③　住民参加の促進と福祉活動の活性化

- ○小地域における福祉機能の強化（地域における互助の推進）
- ○農業などの多様な主体の参入支援
- ○様々な当事者団体への支援

目標２　安心して暮らせる『地域づくり』

①　地域共生社会の基盤づくり

- ○子育て支援等の充実
- ○障害児者の療育及び教育の充実
- ○在宅福祉・施設・医療サービスの充実
- ○認知症の支援体制の整備
- ○外出や買い物等を支援する福祉・生活関連サービス業の振興

②　「いきいき」できる地域社会の形成

- ○総合的な情報提供や相談窓口の充実
- ○自然災害や感染症に備えた取組みの促進
- ○生きがいづくりと社会参加活動の機会充実
- ○高齢者、障がい者等の就労や社会活動への支援
- ○世代間交流の推進
- ○孤独・孤立対策の推進

目標３　笑顔をささえる『しくみづくり』

①　人権を尊重した福祉の仕組みづくり

- ○成年後見制度等の普及・推進による権利擁護の推進
- ○高齢者、障がい者、児童等に対する虐待・差別への総合的な取り組み
- ○社会的に配慮が必要な人々への対応や再犯防止の取り組み

②　地域で支え合う仕組みづくり

- ○地域包括ケアシステムの深化
- ○保健・医療・福祉・介護の連携の推進
- ○身近な地域でのケアネットワークの形成
- ○行政、自治会、民生委員等の連携による災害・防犯対策の推進
- ○ボランティア団体・NPO法人の連携・育成支援（再掲）